

四半期報告書

(第30期第1四半期)

自 平成25年2月1日

至 平成25年4月30日

株式会社ACCESS

東京都千代田区猿楽町二丁目8番8号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 9
- (2) 新株予約権等の状況 9
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 9
- (4) ライツプランの内容 9
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 9
- (6) 大株主の状況 9
- (7) 議決権の状況 10

2 役員の状況 10

第4 経理の状況 11

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 12
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 14
 - 四半期連結損益計算書 14
 - 四半期連結包括利益計算書 15

2 その他 20

第二部 提出会社の保証会社等の情報 20

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年6月7日
【四半期会計期間】 第30期第1四半期(自 平成25年2月1日 至 平成25年4月30日)
【会社名】 株式会社ACCESS
【英訳名】 ACCESS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 最高経営責任者(CEO) 室伏 伸哉
【本店の所在の場所】 東京都千代田区猿樂町二丁目8番8号
【電話番号】 043-212-2111
【事務連絡者氏名】 管理グループ長 豊田 貴弘
【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番2号
【電話番号】 043-212-2111
【事務連絡者氏名】 管理グループ長 豊田 貴弘
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第29期 第1四半期 連結累計期間	第30期 第1四半期 連結累計期間	第29期
会計期間	自 平成24年2月1日 至 平成24年4月30日	自 平成25年2月1日 至 平成25年4月30日	自 平成24年2月1日 至 平成25年1月31日
売上高 (千円)	3,124,401	3,642,014	11,712,377
経常利益 (千円)	629,191	1,129,087	1,675,155
四半期(当期)純利益 (千円)	1,637,094	983,064	2,600,370
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	637,291	1,193,006	1,804,699
純資産額 (千円)	31,124,606	33,377,928	31,982,036
総資産額 (千円)	35,870,463	35,814,926	34,309,332
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	4,176.05	2,552.22	6,705.67
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	2,541.66	6,684.11
自己資本比率 (%)	85.7	91.9	91.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第29期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成25年2月1日～4月30日）の当社グループをとりまく環境としては、国内経済におきましては、新政権の経済政策への期待感から円安・株高が進行し、消費の堅調な推移が見られております。一方、世界経済におきましては、米国経済が緩やかな回復基調を維持する一方、欧州債務問題の長期化や新興国経済の減速が続く等、全体としては先行きの不透明な状態が続いております。

このような環境の下、当社グループは次のような取り組みを展開いたしました。

○ ソフトウェア事業（国内）

国内における携帯電話端末につきましては、平成25年1月～3月累計の携帯電話端末の出荷台数が前年同期を下回る状況にあります。他方、同期間においてスマートフォンが携帯電話端末出荷台数に占める割合が5割を超える状況となっており、今後もさらにこの割合が増加していくことが予想されております。一方、情報家電分野につきましては、平成25年1月～3月累計の薄型テレビの出荷台数が、平成23年7月にアナログ放送が停止されたことに伴う駆け込み需要の反動の影響が継続し、前年同期比で大きく減少する状況にあります。

このような状況の下、ソフトウェア事業（国内）の取り組みといたしましては、既存顧客への拡販に加え、新規顧客及び新規事業モデルの開拓に注力いたしました。

当社の今後の注力分野の一つであります企業向けのクラウドサービス展開に関連する取り組みとしましては、当社の強みであるスマートデバイス向けHTML5アプリケーション及び次世代クラウド基盤技術であるSDN（Software Defined Network）技術を活かし、新たな企業向けクラウドサービスを展開するために株式会社アイネット（本社：神奈川県）と業務提携いたしました。今後、同社と共同して新たな企業向けクラウドサービス基盤を構築し、同基盤上で様々な企業向けクラウドサービスの企画・開発を進めてまいります。

新規分野への取り組みとしまして、平成25年1月に販売を開始いたしました3Dゴルフスイング解析製品「Fullmiere®（フルミエル）」のクラウドサービス「Fullmiere® Cloud（フルミエルクラウド）」を開始いたしました。本サービスは、「Fullmiere®」の3Dスイングセンサーとスマートフォン向け3D解析アプリで取得・解析した膨大なスイングデータをクラウド上で蓄積・管理し、PC上で表示して閲覧することができるサービスです。今後、複数の生徒を抱えるレッスンプロのレッスンツールとして活用いただけるグループアカウント管理機能や、自身の上達具合を記録する練習日記として活用いただける統計機能によるスイング分析等も機能追加することを予定しています。

情報家電関連の取り組みとしましては、電気自動車（EV）の走行音をPC上で制作・編集し車内で再生する車載向けサウンド制作・再生システム「ACCESS™ EVSound」を開発し、同システムが、グリーンロードモータース株式会社（本社：京都府）の電気自動車（EV）「新トミーカイラ・モデル」に採用されました。

また、当第1四半期連結累計期間において当社が保有する特許権のライセンス提供に関する契約を締結いたしました。

ソフトウェア事業（国内）	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	前年同四半期比
外部顧客への売上高	1,464百万円	2,335百万円	59.4%
セグメント損益	583百万円	1,360百万円	133.1%

○ ソフトウェア事業（海外）

海外における携帯電話端末につきましては、平成25年1月～3月累計の携帯電話端末の出荷台数が前年同期比で増加する中、スマートフォンが占める割合も増加し、初めて出荷台数の過半を占めるに到りました。一方、デジタルテレビをはじめとした情報家電につきましては、世界市場全体におけるデジタルテレビの出荷台数の成長性が足元では鈍化しており、平成25年1月～12月累計のデジタルテレビの出荷台数見込みは前年と同程度となることが予想されておりますが、新興国において情報家電市場の継続的な成長が見込まれる等、情報家電分野全般では、総じて今後の緩やかな成長が見込まれております。

このような状況の下、ソフトウェア事業（海外）の携帯電話端末関連の取り組みとしましては、新規市場及び新規事業モデルの開拓に注力いたしました。

また、情報家電関連の取り組みとしましては、当社のHTML5対応Webkitブラウザである「NetFront® Browser NX」が欧州の放送関連の展示会主催の「TV Connect Industry Awards 2013」において「Best Component or Enabler」賞を受賞いたしました。

ソフトウェア事業（海外）	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	前年同四半期比
外部顧客への売上高	632百万円	507百万円	△19.9%
セグメント損益	61百万円	△20百万円	－

○ ネットワークソフト事業

ネットワークソフト事業につきましては、当社米国子会社アイピー・インフュージョン・インクが開発しましたネットワーク機器向けの基盤ソフトウェア・プラットフォームである「ZebOS®」の開発及び拡販を中核事業として推進しております。今後、インターネットに接続可能な端末が急激に増加していくことでネットワーク・トラフィックが爆発的に増加すると予測される中、負荷の増大が見込まれるデータセンターの効率化やクラウド化を支援するための最新のネットワークソリューションを引き続き展開してまいります。

また、サーバやストレージの仮想化が急速に進展する中、クラウド環境を前提とした柔軟なシステム構築を実現するためのネットワークの仮想化と運用自動化を可能にする次世代クラウド基盤技術であるSDN (Software Defined Network) の開発・提供を推進しており、最新版である「Stratosphere SDN Platform 1.1」の販売を開始しました。さらに、無停止型サーバソリューション提供及び高可用性システム構築・運用を手掛ける日本ストラタステクノロジー株式会社（本社：東京都）と業務提携いたしました。本提携により、信頼性の高いクラウド環境の構築においてソフトウェア及びハードウェア技術で両社の強みを持ち寄り、金融機関や通信事業者等へSDN技術を取り入れた堅牢なシステムの提案・構築・運用・サポートサービスを共同で展開してまいります。

ネットワークソフト事業	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	前年同四半期比
外部顧客への売上高	748百万円	683百万円	△8.7%
セグメント損益	△257百万円	△162百万円	－

○ フロントエンド事業

フロントエンド事業につきましては、スマートフォンやタブレット端末の急速な市場浸透を踏まえ各種サービス事業者に対し、新たなサービスを実現するためのソリューションを提供しております。特に、国内及び海外で成長が著しい電子書籍関連事業を注力分野に位置づけ、電子書籍向けのビューワからコンテンツ配信、広告配信システム、売上管理システム、本棚機能など、端末からサーバシステムまでを包括的にサポートする電子出版プラットフォーム「ACCESS™ Digital Publishing Ecosystem」、及びEPUB3.0に準拠した電子書籍ビューワ「NetFront® BookReader v1.0 EPUB Edition」の営業・開発活動に取り組みました。電子出版プラットフォーム「ACCESS™ Digital Publishing Ecosystem」につきましては、株式会社東芝（本社：東京都）の電子書籍サービス「ブックプレイス クラウド イノベーション (BookPlace Cloud Innovations)」に採用されました。また、EPUB3.0に準拠した電子書籍ビューワ関連の取り組みとしましては、EPUB3.0の世界的な普及を推進する非営利電子書籍規格ライセンス団体「Radiumファウンデーション」において中核的な貢献を行っております。

フロントエンド事業	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	前年同四半期比
外部顧客への売上高	278百万円	116百万円	△58.3%
セグメント損益	108百万円	△156百万円	－

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における連結業績は、売上高36億42百万円（前年同四半期比16.6%増）、経常利益11億29百万円（前年同四半期比79.5%増）、四半期純利益9億83百万円（前年同四半期比40.0%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、現金及び預金、受取手形及び売掛金が増加したことにより、前連結会計年度末に比べ15億5百万円増加して358億14百万円となりました。

負債は、未払法人税等が増加したことにより、前連結会計年度末に比べ1億9百万円増加して24億36百万円となりました。

純資産は、四半期純利益9億83百万円を計上したことに加え、為替換算調整勘定が増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ13億95百万円増加して333億77百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

また、会社の支配に関する基本方針は以下に定めるとおりであります。

なお、買収防衛策については、当社は、平成25年3月12日に開催された取締役会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針の一部を改定（以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます。）の上、継続することを決定致しました。本プランは、平成25年4月17日に開催の当社第29回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。本方針の詳細につきましては、インターネットの当社ホームページ（下記URL）に掲載しております。

http://jp.access-company.com/files/2013/03/n130312_04.pdf

1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、自ら生み出した技術で社会（産業・文化）を変革させ、社会に貢献し責任を果たすことを経営理念としており、設立以来、組み込みソフトウェアの分野を中心に様々なソフトウェアを提供してまいりました。また、インターネット時代の到来に先駆け、全ての機器をネットに繋ぐことをビジョンとして、先進的な技術でユビキタス社会の実現をリードしてきました。これらの先進技術を企画・研究・開発し、その成果を製品・技術・サービスとして世に送り出すことで、人々の生活の向上に貢献し、社会的責任を果たすことが当社の使命であると考えております。

これまでの事業活動を通じて、当社は、主要な通信事業者、メーカー及びサービス事業者を含む国内外の数多くの顧客との良好な関係を築いてまいりました。また、昨今の通信ネットワーク及び端末技術の急速な発展に伴い、従来の組み込みソフトウェアの提供に加えて、スマートフォンやタブレット端末等の高機能端末上でクラウドに連携した様々な高付加価値サービスを実現するソリューションを提供する等、事業分野の拡大を加速させております。今後も、さらに幅広い顧客・事業分野に対し当社の製品・技術・サービスを提供していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながるものと考えております。

これらの状況に鑑み、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為により、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることがないように、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

2) 基本方針の実現に資する具体的な取組み

当社の企業価値は、新規技術ノウハウの蓄積、幅広い顧客・取引先との長期安定的な取引関係の維持・発展、優秀な従業員の確保等、多くの要因によって支えられています。中でも、当社は、顧客との継続的な取引関係が、当社の企業価値を維持し、向上させる上で特に重要と考えております。そして、このような取引関係を維持するためには、継続的な研究開発投資に基づき顧客に対して新規製品・技術を提供し続けることが重要であり、また、顧客との関係において、当社が過度に特定企業へ取引上の依存度を高めたり、過度に特定企業との資本的な結びつきを深めたりすることを回避し、業界内において中立的な立場を堅持することが期待されております。このような考えの下、当社は、今後も中期的な視点に基づき、当社を取り巻く事業環境・新規技術動向を踏まえつつ、顧客・取引先へ新たな製品・サービスを提供することにより、継続的な取引関係の構築・深耕に努めてまいります。

また、取締役及び監査役制度を中心としてコーポレートガバナンスのより一層の充実を図り、経営の効率性、健全性及び透明性を確保していく所存であります。特に企業の永続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主の皆様を含めた全てのステークホルダーとの円滑な関係構築を目指し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

3) 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

①本プランの目的

上記1)の基本方針に照らして、大規模な買付行為がなされた場合、これに応じるかどうかは、買付けへの応募を通じ、最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されかねません。そこで、当社は、大規模な買付行為が行われた場合、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるかどうか、株主の皆様にご判断いただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検

討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式を引き続き保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の顧客、取引先、従業員その他のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大規模な買付行為に対する意見を開示し、必要に応じて代替案を提示することにより、当該株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模な買付行為に応じるかどうかを適切に判断することが可能になります。

②本プランの内容

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し、以下に定める「大規模買付ルール」を遵守していただくこととし、大規模買付者がこれを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることにしました。

③大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付者が大規模買付行為を行うに当たって遵守すべき手続である、「大規模買付ルール」を予め提示し、大規模買付行為にかかるルールに従って行われることにより、株主の皆様に対して、大規模買付者による買付提案に応ずるべきか否かを判断するために適切かつ十分な情報並びに期間及び機会をご提供することを確保するとともに、買付提案の検証及び大規模買付者との交渉を行うことを通じて、当社の企業価値及び当社株主共同の利益を確保することが可能となると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

④大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、株主意思確認手続を経る場合に当該手続の完了前に大規模買付行為を開始する場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益の保護を目的として、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、株主意思確認手続を経ることなく、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様に対し、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、大規模買付行為に応じるかどうか又は対抗措置を発動するかどうかについては、大規模買付情報や当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご検討の上、当社株主の皆様においてご判断いただくこととしております。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会において、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合であると判断したときには、適時適切な開示を行った上、(i)で述べた大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

(iii) 対抗措置発動後の中止

当社取締役会は、本プランに従い対抗措置をとることを決定した後でも、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、②対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、当社株主共同の利益を著しく損なわないと判断される場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の中止を決定することがあります。

(iv) 独立委員会の設置及び役割

本プランにおいて、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は5名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとします。

(v) 対抗措置の発動又は不発動等についての取締役会の決定

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の発動又は不発動等に関する決議を行うものとします。

(vi) 株主意思確認手続

当社取締役会による本プランに従った対抗措置の発動が決議される場合、原則として株主意思確認総会の開催、又は書面投票により、株主意思を直接確認することといたします。この場合、当社取締役会は、投票基準日を確定するまでに、株主意思確認手続を、以下の i) 株主意思確認総会、又は ii) 書面投票のいずれによって行うのかを決定するものとし、実務上必要とされる日数を勘案した上で、可能な限り速やかに株主意思確認手続を実施します。

i) 株主意思確認総会

株主意思確認総会における株主意思の確認は、議決権の書面行使やインターネット上での行使を含めて、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の皆様が出席があり、その議決権の過半数によって決するものとします。

株主意思確認総会の招集手続及び当該総会における議決権の行使方法は、法令及び当社定款に定める株主総会の手続に準ずるものとします。なお、当社の株主総会は株主意思確認総会を兼ねることができます。

ii) 書面投票

書面投票による株主意思の確認は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の皆様の投票があり、その議決権の過半数によって決するものとします。

書面投票による株主意思の確認を行う場合には、議決権を行使することのできる株主の皆様に対して、投票すべき議案（大規模買付者による買付提案及び当該買付提案に対する当社取締役会の見解並びに代替案を添付します。）、投票締切日、その他当社取締役会が定めた事項を記載した投票用紙を投票締切日の3週間前までに株主の皆様へ発送し、投票締切日までに当社に到達した投票用紙を有効票とみなします。

上記の株主意思確認総会又は書面投票において議決権を行使することのできる株主様は、当社取締役会が定めた投票基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様とします。

また、株主意思確認手続の結果については、判明次第速やかに開示するものとします。

⑤当社株主の皆様・投資家の皆様と与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、当該基準日における最終の株主名簿に記載されている必要があります。また、新株予約権の発行を行う場合には、所定の期間内に申込みをしていただくことも必要となります。さらに、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行又は取得することとなった際に、法令及び東京証券取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の発行又は無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記

④(iii)に従い、新株予約権の割当日又は無償割当ての効力発生日までに新株予約権の発行もしくは無償割当てを中止し、又は新株予約権の割当日もしくは無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

⑥大規模買付ルールの有効期限

本プランの有効期限は、平成28年1月31日に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結時までとします。

なお、当社取締役会は、上記有効期限の満了前であっても、本プランの廃止又は修正を行うことがあります。ただし、本定時株主総会において株主の皆様からいただくご承認の趣旨に反する本プランの修正は行わないこととし、また、本プランの廃止又は修正については、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、その助言・勧告を最大限尊重して行うこととします。また本プランについて廃止又は修正を行った場合、当社取締役会は、速やかに情報開示を行います。

4) 本方針についての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、本方針が上記1)に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 本方針が基本方針に沿うものであること

当社は、本方針において以下の点を明記しており、本方針が上記1)の基本方針に沿って設計されたものであると考えております。

(i) 大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあること。

(ii) 大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大規模買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することがあること。

② 本プランが当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、上記1)に記載の基本方針の考え方並びに平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、平成20年6月30日に経済産業省に設置された企業価値研究会により公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所有価証券上場規程第440条に定められた買収防衛策導入時の尊重義務（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）に沿って、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化しております。これにより、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものと考えます。

③ 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランにおいて、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は5名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとしています。また、本プランの根本的な要素として、当社株主に必要な情報を提供することを目的とし、大規模買付行為が行われた場合、これに応じるかどうかは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられております。以上により、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

④ 本プランは株主の皆様の意思を最大限に尊重する仕組みとなっていること

本プランは以下の点において、当社株主の皆様の意思を最大限に尊重する仕組みとなっていると考えております。まず、本プランにおいて、当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した場合には、その是非について株主の皆様の意思を確認することといたします。また、本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に改定更新され、本プランの廃止又は修正について、株主の皆様からいただくご承認の趣旨に反する本プランの修正は行いません。さらに、本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は1億93百万円でありま

す。また、当第1四半期連結累計期間における研究開発活動のセグメントごとの状況は、次のとおり

であります。

○ ソフトウェア事業（国内）

今後にHTML5やクラウド連携サービスといった先進Web技術に対応したブラウザへの需要が高ま

っていくことが見込まれる中、世界最小クラスのメモリ容量での安定動作やマルチプラットフォーム

対応を実現する高性能・高機能のWebKitベースブラウザ「NetFront® Browser NX」等の研究

開発に継続的に取り組むほか、当社の今後の注力分野の一つであります企業向けクラウドサー

ビスに関連する研究開発を行っております。

ソフトウェア事業（国内） 連結研究開発費 29百万円

○ ソフトウェア事業（海外）

デジタルテレビやカーナビゲーションをはじめとする情報家電向け次世代ブラウザ等の研究開

発を行いました。

ソフトウェア事業（海外） 連結研究開発費 56百万円

○ ネットワークソフト事業

インターネットに接続可能な端末が急激に増加していくことで、ネットワーク・トラフィック

の爆発的な増加が予測される中、負荷の増大が見込まれるネットワーク機器向けの基盤ソフトウ

ェアである「ZebOS®」の研究開発を行いました。また、サーバやストレージの仮想化が急速に進

展する中、クラウド環境を前提とした柔軟なシステム構築を行う際のボトルネックとなるネット

ワーク仮想化と運用自動化を可能にする次世代クラウド基盤技術であるSDN (Software Defined

Network) の研究開発を行いました。

ネットワークソフト事業 連結研究開発費 85百万円

○ フロントエンド事業

スマートフォンやタブレット端末の急速な市場浸透が進む中、各種サービス事業者向けに新た

なサービスを実現するためのソリューションの研究開発を行っております。特に、電子書籍関連

の取り組みとして、端末からサーバシステムまでを包括的にサポートする電子出版プラットフ

ォーム「ACCESS™ Digital Publishing Ecosystem」、及び電子書籍の標準化団体IDPFが公開してい

る電子書籍フォーマットのEPUB規格に準拠した電子書籍ビューワ等の研究開発を行いました。

フロントエンド事業 連結研究開発費 20百万円

上記の各事業セグメントを活動単位とする研究開発活動に加え、今後の当社グループの事業成

長に寄与する新たな技術・製品の開発を目的として、事業セグメントや所属部門の垣根を越えた

タスクフォースにて戦略的R&Dインキュベーション活動を実施しております。

スマートフォンやタブレット端末といったスマートデバイスの急速な普及とクラウド関連技術

の発展を背景に、情報資産の利用のあり方、コミュニケーション・スタイル、通信ネットワー

クに繋がる様々な器機の活用シーン等が大きな変化を遂げております。このような事業環境にお

いて、当該R&Dインキュベーション活動の基本方針として「Cloud & Smart Device (クラウド&ス

マートデバイス) 戦略」を掲げ、端末側のSmart Device (サービス/情報の入り口を押さえる)、

バックエンド側のCloud (クラウドのキーテクノロジーを押さえる)、それらの中間にあ

るService Aggregation (サービス/情報の流れをコントロールする) を統合した包括的ソリュー

ションの開発を行っております。なお、これらに係る当第1四半期連結累計期間の研究開発費

は、各セグメントに配賦しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	915,000
計	915,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年6月7日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	392,031	392,031	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度は採用していません。
計	392,031	392,031	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成25年6月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成25年2月1日 ～平成25年4月30日	—	392,031	—	31,391,499	—	31,098

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年1月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 392,020	392,020	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	392,031	—	—
総株主の議決権	—	392,020	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社が保有している当社株式6,840株を含めて表示しております。

② 【自己株式等】

平成25年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ACCESS	東京都千代田区猿樂町 二丁目8番8号	11	—	11	0.00
計	—	11	—	11	0.00

(注) 上記のほか、四半期連結財務諸表において自己株式として認識している株式が6,840株あります。これは、前記「発行済株式」に記載の資産管理サービス信託銀行株式会社が保有している株式であり、会計処理上、当社と信託口は一体であると認識し、信託口が所有する株式を自己株式として計上していることによるものであります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年2月1日から平成25年4月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年2月1日から平成25年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年1月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,473,357	23,181,736
受取手形及び売掛金	3,180,726	4,092,676
有価証券	326,469	282,294
仕掛品	132,916	186,465
繰延税金資産	206,085	193,586
その他	779,782	466,178
貸倒引当金	△114,023	△118,013
流動資産合計	26,985,314	28,284,924
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,461,708	3,476,968
減価償却累計額	△945,990	△997,136
建物及び構築物（純額）	2,515,717	2,479,832
土地	1,563,534	1,563,534
その他	1,784,757	1,856,654
減価償却累計額	△1,558,647	△1,639,411
その他（純額）	226,110	217,243
有形固定資産合計	4,305,361	4,260,610
無形固定資産		
その他	171,920	150,291
無形固定資産合計	171,920	150,291
投資その他の資産		
投資有価証券	305,008	551,485
長期性定期預金	2,000,000	2,000,000
繰延税金資産	396,151	415,263
その他	145,576	152,350
投資その他の資産合計	2,846,736	3,119,099
固定資産合計	7,324,018	7,530,001
資産合計	34,309,332	35,814,926

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年1月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	234,968	245,714
未払法人税等	270,282	365,470
賞与引当金	168,666	183,450
受注損失引当金	15,330	6,535
その他	1,413,125	1,382,507
流動負債合計	2,102,374	2,183,677
固定負債		
退職給付引当金	110,238	109,724
株式給付引当金	52,866	63,432
その他	61,817	80,163
固定負債合計	224,921	253,320
負債合計	2,327,296	2,436,997
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,391,499	31,391,499
資本剰余金	8,431,093	8,431,093
利益剰余金	△4,909,018	△3,737,481
自己株式	△404,685	△404,685
株主資本合計	34,508,890	35,680,427
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,378	13,226
為替換算調整勘定	△2,990,621	△2,787,528
その他の包括利益累計額合計	△2,984,243	△2,774,302
新株予約権	457,389	471,803
純資産合計	31,982,036	33,377,928
負債純資産合計	34,309,332	35,814,926

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年2月1日 至平成25年4月30日)
売上高	3,124,401	3,642,014
売上原価	1,014,139	1,241,499
売上総利益	2,110,262	2,400,515
販売費及び一般管理費	1,607,621	1,377,910
営業利益	502,640	1,022,604
営業外収益		
受取利息	16,535	14,520
持分法による投資利益	34,655	15,528
還付消費税等	36,177	17,432
為替差益	30,043	50,291
その他	16,542	8,823
営業外収益合計	133,954	106,597
営業外費用		
支払利息	7,304	42
その他	99	72
営業外費用合計	7,404	114
経常利益	629,191	1,129,087
特別利益		
新株予約権戻入益	44,537	40,873
関係会社株式売却益	1,211,590	—
その他	11,181	—
特別利益合計	1,267,309	40,873
特別損失		
特別退職金	126,254	37,425
その他	5,222	664
特別損失合計	131,477	38,089
税金等調整前四半期純利益	1,765,023	1,131,870
法人税、住民税及び事業税	76,788	131,719
法人税等調整額	51,140	17,086
法人税等合計	127,929	148,805
少数株主損益調整前四半期純利益	1,637,094	983,064
四半期純利益	1,637,094	983,064

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年2月1日 至平成25年4月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,637,094	983,064
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	866	6,847
為替換算調整勘定	△1,000,669	203,093
その他の包括利益合計	△999,802	209,941
四半期包括利益	637,291	1,193,006
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	637,291	1,193,006
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年2月1日 至 平成25年4月30日)
<p>(1) 連結の範囲の重要な変更 当第1四半期連結会計期間より、新たに設立したアクセス・プサンを連結の範囲に含めております。また、アイピー・インフュージョン・ジャパン合同会社は清算終了に伴い、連結の範囲より除外しております。 なお、変更後の連結子会社の数は12社であります。</p> <p>(2) 持分法適用の範囲の重要な変更 当第1四半期連結会計期間において、アイティアクセス株式会社に当社から取締役1名を派遣し影響力が増した事により、同社を持分法の適用範囲に含めております。 なお、変更後の持分法適用会社の数は3社であります。</p>

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年2月1日 至 平成25年4月30日)
<p>(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成25年2月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、この変更による当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年2月1日 至 平成24年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年2月1日 至 平成25年4月30日)
減価償却費	129,120千円	93,082千円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成24年2月1日 至 平成24年4月30日)

1. 配当金支払額
該当事項はありません。
2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成25年2月1日 至 平成25年4月30日)

1. 配当金支払額
該当事項はありません。
2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成24年2月1日至平成24年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	ソフト ウェア事業 (国内)	ソフト ウェア事業 (海外)	ネット ワーク ソフト事業	フロント エンド事業			
売上高							
外部顧客への 売上高	1,464,908	632,696	748,531	278,264	3,124,401	—	3,124,401
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	3,987	13,833	—	4,059	21,879	△21,879	—
計	1,468,896	646,529	748,531	282,324	3,146,281	△21,879	3,124,401
セグメント利益又は 損失(△)	583,789	61,808	△257,343	108,778	497,032	5,607	502,640

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額5,607千円はセグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成25年2月1日至平成25年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	ソフト ウェア事業 (国内)	ソフト ウェア事業 (海外)	ネット ワーク ソフト事業	フロント エンド事業			
売上高							
外部顧客への 売上高	2,335,082	507,100	683,709	116,122	3,642,014	—	3,642,014
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	3,912	98,169	19,144	57	121,284	△121,284	—
計	2,338,994	605,270	702,854	116,179	3,763,299	△121,284	3,642,014
セグメント利益又は 損失(△)	1,360,968	△20,684	△162,870	△156,344	1,021,068	1,535	1,022,604

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額1,535千円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年2月1日 至平成25年4月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	4,176円5銭	2,552円22銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	1,637,094	983,064
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	1,637,094	983,064
普通株式の期中平均株式数(株)	392,020	385,180
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	2,541円66銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	1,599.98
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

- (注) 1. 株式給付信託が所有する当社株式(当第1四半期連結会計期間末現在6,840株)については、四半期連結財務諸表において自己株式として会計処理しているため、当第1四半期連結累計期間の「期中平均株式数」は、当該株式の数を控除し算定しております。
2. 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行について

当社は、平成25年5月31日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く)に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

1. 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する理由

取締役の報酬につき、当社株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高め、株主重視の経営意識を高めることを目的として、当社取締役(社外取締役を除く)について、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社ACCESS第2回株式報酬型新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役(社外取締役を除く) 4名 800個

(3) 新株予約権の総数

800個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記の他、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年6月18日から平成55年6月17日まで。ただし、権利行使期間の最終日が当社又は日本の銀行の営業日でない場合には、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合はこれらを承認する当社の取締役会決議がされた場合）には、当社は、取締役会が別途定める日に、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として新株予約権を取得することができる。

(10) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（4）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得た金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（７）に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得事由及び条件
上記（９）に準じて決定する。
- (11) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権は、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失した場合に限り行使することができる。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の割当日翌日から、新株予約権者が新株予約権を行使する日までの間に、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（当社普通株式の上場市場が変更された場合は、変更後の市場）における当社普通株式の普通取引終値（新株予約権の割当日以降に株式分割又は株式併合が行われた場合は、調整後の価格）が、新株予約権の割当日における当社普通株式の同市場における普通取引終値の130%に相当する額を一度でも上回っている場合に限り新株予約権を行使することができる。
※上記に加え、新株予約権者と当社との間で締結する割当契約において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（ただし、10日目が当社又は日本の銀行の営業日でない場合には、その前営業日を最終日とする）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる旨の行使制限を定める予定です。
- (12) 新株予約権の払込金額の算定方法
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。また、当該払込金額に基づく割当対象者の払込債務は、新株予約権の割当日において、新株予約権の引受けを条件に割当対象者に付与される当社に対する報酬債権をもって相殺するものとする。
- (13) 新株予約権の割当日
平成25年6月17日
- (14) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
払込みの期日は平成25年6月17日とする。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年6月7日

株式会社ACCESS

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 純 司 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 貝 塚 真 聡 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ACCESSの平成25年2月1日から平成26年1月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年2月1日から平成25年4月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年2月1日から平成25年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ACCESS及び連結子会社の平成25年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。